

京都市告示第476号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、日本パナユーズ株式会社を京都市公金収納受託者として、京都市美術館の観覧料及び物品売払金の徴収、収納事務を委託します。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作
(美術館)